

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日、  
休みの日  
の翌日)

## 目 次

- ◇告 示 第二十七期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領
- 解除予定の保安林
- 土地改良事業計画の適否の決定(六件)
- ◇選管告示 鳥取県議会議員の一般選挙における立会演説会の開催計画に関する意見の聴取
- ◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

## 告 示

### 鳥取県告示第五百五十三号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に關し、次のとおり第二十七期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項

の規定により推薦を求める。

昭和五十四年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二十七期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領

### 一 推薦する者の資格

(一) 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条の規定に適合する労働組合であること。

(二) 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的とし、又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

### 二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、ともに労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

### 三 推薦手続

(一) 労働組合又は使用者団体は、推薦書(様式(1))を推薦期間内に、知事に提出すること。

(二) 労働組合は、労働組合資格審査申請書(様式(2))を推薦期間内に、鳥取県地方労働委員会に提出すること。

(三) (一)又は(二)による書類は、鳥取市、岩美郡、八頭郡又は気高郡の区域に主たる事務所を有する労働組合又は使用者団体が提出する場合を除き、所轄労政事務所を経由して提出すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和五十四年二月二十日から昭和五十四年三月六日まで

様式(三)

推薦書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

所在地

労働組合又は  
労働者団体の名称

代表者名

㊦

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者(使用者)委員候補者として次の者を推薦します。

| 氏名 | 生年月日 | 現住所 | 労働者の所属組合の名称(使用者及び並列の事業場をその地位に並び) | 労働者の所属職場の名称及びその地位 | 経歴 | 備考 |
|----|------|-----|----------------------------------|-------------------|----|----|
|    |      |     |                                  |                   |    |    |
|    |      |     |                                  |                   |    |    |
|    |      |     |                                  |                   |    |    |

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

様式(2)

労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会 長 殿

所 在 地

労働組合名

代 表 者 名

④

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推薦手続に参加したいので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査して下さるよう下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 労働組合の規約
  - 2 労働協約
  - 3 その他資格の立証に必要な資料
    - (1) 役員名簿
    - (2) 経理状況
    - (3) 従業員数及び組合員数 (男女別)
    - (4) 組合事務所の借上状況
    - (5) 福利厚生への援助を受けている状況
- (資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨付記すること。)

鳥取県告示第百五十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字上大灘東北三一五一の一四、三一五一の二二、三一五一の二三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第百五十五号

昭和五十三年八月一日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(馬場第一地区農業用排水事業、暗きよ排水事業及び農道整備事業を一体とした)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第百五十六号

昭和五十三年八月二日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（馬場第二地区農業用排水事業、暗きよ排水事業及び農道整備事業を一体とした）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第百五十七号

昭和五十四年一月十二日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（高津地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十八号

昭和五十四年一月十二日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(高津地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十九号

昭和五十四年一月十二日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(横枕地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十号

昭和五十四年一月十二日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(湖山地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第五号

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号）第三条第三項の規定に基づき、昭和五十四年四月八日執行予定の鳥取県議会議員の一般選挙における立会演説会の開催計画に関して意見を聴くので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和五十四年二月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

期 日

場 所

選挙区

時 刻

二月二十六日  
(月)  
米子市糺町一丁目一六〇番地  
鳥取県西部総合事務所  
別館大会議室

日野郡選挙区 午後一時から  
西伯郡選挙区 午後一時三十分から  
境港市選挙区 午後二時から  
米子市選挙区 午後二時三十分から

二月二十七日  
(火)  
倉吉市巖城二七九番地  
鳥取県中部総合事務所  
大会議室

東伯郡選挙区 午前十時から  
倉吉市選挙区 午前十時三十分から

二月二十八日  
(水)  
鳥取市東町一丁目二二〇番地  
鳥取県庁第一会議室

岩美郡選挙区 午前十時から  
気高郡選挙区 午前十時三十分から  
八頭郡選挙区 午前十一時から  
鳥取市選挙区 午前十一時三十分から

### 教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年二月二十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第一号

## 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「保健主事」を「保健体育主事」に、「及び進路指導主事」を「進路指導主事及び同和教育主任」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 保健体育主事は、校長の監督を受け、学校における保健及び幼児、児童又は生徒の体力の向上に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第二十六条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 同和教育主任は、校長の監督を受け、学校における同和教育に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

## 附 則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。